



第37号

令和6年12月1日発行

みどり
水土里ネット佐賀東部
佐賀東部土地改良区



水と実りの秋
【神崎市 神埼町】



みどり
水土里ネット 佐賀東部
水と緑のパートナー

佐賀東部土地改良区

佐賀県神崎市千代田町直鳥 1425-1

〒842-0053 TEL 0952-44-5456

FAX 0952-44-3869

理事長あいさつ



組合員の皆様方におかれましては、日頃から本改良区の運営にあたり格別のご支援、ご協力を賜り心からお礼申し上げます。前理事長の辞任により令和6年3月1日より理事長に就任いたしました。前理事長と同様にご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、今年のかんがい期については、九州北部は6月17日頃に梅雨入りと平年よりも2週間ほど遅い梅雨入りとなり田植え期の用水不足を懸念しておりましたが、筑後川

の流量も安定しており、特段問題なく田植え期を終えることができたかと安堵しております。

また梅雨明け後は非常に暑い夏となり、昨年と同様に異常気象のような暑さとなりました。水不足も懸念されましたが、全体の用水管理としてダム貯水と適度な降雨によつて安定的な用水管理が出来たと考えております。しかしながら、米作について、佐賀県では田植え後の日照不足の影響もあり作況指数の速報値ではやや不良、また品質におきましても懸念を抱いているところ です。

次に土地改良法の改正により全国の土地改良区で女性理事登用を求められておりますが、当土地改良区では再来年4月の役員改選時に女性理事2名を登用する計画です。そ

のためには今年度の総代会において理事の定数を員外理事2名へ増員する改正を行います。女性の視点から組織運営、新たな事業推進等幅広い意見を頂戴したいと考えておりますので、組合員の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

近年土地改良区管内で、企業誘致や宅地造成のための転用が増加傾向にあります。これに付随して雨水対策等も懸念され、転用に伴って農地は減り、施設の維持管理費も増加するという深刻な事態となつております。施設が完成し数十年が経過し、老朽化しているものも増えてきております。継続的な農業基盤を支えるため、残存農家の負担増とならないため、積立金の活用などいろいろな知恵を出して当土地改良区の事業推進に努めてまいります。

さて、いよいよ来年の令和7年10月15日に全国土地改良大会が佐賀県の佐賀アリーナにて開催されます。「国民のいのちとくらしを育む豊かな農業と農村の構築のために」その礎である「農業農村整備事業の役割」を広く国民にアピールし、農業・農村をさらに発展させるとともに、永く次世代へ引き継いでいくことを目的として、全国の関係者が一同に集う式典です。大会の成功のため、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、今後役員一丸となつて各施設の維持管理と安定的な用水に努めてまいりますので、組合員の皆様の一層のご支援ご協力をいただきますよう重ねてよろしく申し上げます。

佐賀東部土地改良区

理事長 徳川 博人

◆第46回通常総代会開催◆

令和6年3月15日(金曜日)に神崎市千代田公民館において、第46回通常総代会を開催しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の為、書面議決の推進などの対策をしたうえで、当日は総代95名の出席(会議出席37名、書面議決58名)により開催しました。

議長には神崎市千代田町の馬場豊輝総代が選出され、円滑な議事進行に努められ、各議案を慎重審議した結果、全議案原案どおり承認可決となりました。

通常総代会および書面議決にご協力いただいた皆様方には大変お忙しい中、ご審議頂きありがとうございました。

■提出議案

- | | |
|--------|--|
| 第1号議案 | 佐賀東部土地改良区役員選任について |
| 第2号議案 | 令和4年度事業報告及び一般会計決算書類並びに財産目録の承認について(その1～その3) |
| 第3号議案 | 令和5年度専決処分した事件の承認について |
| 第4号議案 | 令和5年度一般会計収支補正予算(第3回)(案)について |
| 第5号議案 | 佐賀東部土地改良区定款の一部変更について |
| 第6号議案 | 佐賀東部土地改良区規約の一部改正について |
| 第7号議案 | 佐賀東部土地改良区会計細則の一部改正について |
| 第8号議案 | 国営筑後川下流佐賀土地改良事業(国営造成土地改良施設整備)の施行申請について |
| 第9号議案 | 令和6年度一時借入金の借入れ並びに歳計現金の預入先について |
| 第10号議案 | 令和6年度賦課金の賦課及び徴収方法等について |
| 第11号議案 | 令和6年度事業計画並びに一般会計収支予算(案)について(その1～その2) |

令和6年度予算の概要

【一般会計】 収入の部 (単位:円)

款 項 目	本年度予算額
1.土地改良事業収入	158,428,000
2.附帯事業収入	508,000
3.特定資産運用収入	950,000
4.補助金収入	63,747,000
5.寄付金収入	100,000
6.業務受託料収入	7,097,000
7.雑収入	1,721,000
8.借入金収入	2,000
9.特定資産取崩収入	41,691,000
10.固定資産売却収入	5,000
11.繰越金	25,000,000
合 計	299,249,000

支出の部 (単位:円)

款 項 目	本年度予算額
1.土地改良事業費支出	60,603,000
2.一般管理費支出	50,765,000
3.土地改良事業負担金支出	54,511,000
4.借入金返済支出	34,540,000
5.支払利息	80,000
6.固定資産取得支出	606,000
7.特定資産積立支出	76,125,000
8.雑支出	51,000
9.次年度繰越金	18,000,000
10.予備費	3,968,000
合 計	299,249,000

令和4年度 決算の概要

令和4年度 収支決算書

(単位:円)

科 目(款)	本年度決算額	科 目(款)	本年度決算額
1. 土地改良事業収入	146,693,781	1. 土地改良事業費支出	55,600,217
2. 附帯事業収入	549,525	2. 一般管理費支出	40,413,360
3. 特定資産運用収入	602,001	3. 土地改良事業負担金支出	62,958,773
4. 補助金収入	74,042,952	4. 借入金返済支出	39,242,088
5. 寄付金収入	0	5. 支払利息	302,970
6. 業務受託料収入	5,928,000	6. 固定資産取得支出	854,000
7. 雑収入	4,378,995	7. 特定資産積立支出	53,934,298
8. 借入金収入	0	8. 雑支出	0
9. 特定資産取崩収入	23,561,750	9. 予備費	0
10. 固定資産売却収入	0	繰越金	24,909,221
11. 繰越金	22,457,923	(C)支出合計	278,214,927
(A)収入合計	278,214,927	(D)当期支出合計	253,305,706
(B)当期収入合計	255,757,004	(B)-(D)次期繰越収支差額	2,451,298

令和4年度 貸借対照表

(単位:円)

I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産	31,712,728	1. 流動負債	39,872,665
(1)現金及び預金	22,612,298	(1)未払金	2,660,519
(2)未収賦課金等	2,589,043	(2)預り金	876,387
(4)その他未収金	6,356,730	(3)一年以返済長期借入金	35,812,858
(6)前払費用	154,657	(4)未払費用	522,901
2. 固定資産	2,298,328,086	2. 固定負債	126,328,426
(1)特定資産	2,217,729,510	(1)公庫資金等長期借入金	4,171,195
①所有土地改良施設	1,703,887,605	(2)その他の長期借入金	93,780,000
②土地改良施設用地等	20,274,647	(3)職員退職給付引当金	27,119,937
③受託土地改良施設使用収益権	21,903,376	(4)役員退職慰労引当金	399,750
④財政調整積立資産	195,483,819	(5)その他固定負債	857,544
⑤職員退職給付引当積立資産	27,119,937		
⑥役員退職慰労積立資産	399,750		
⑦転用決済金積立資産	203,008,976		
⑧施設更新積立資産	22,000,000		
⑨建物更新積立資産	5,114,000		
⑩水利施設整備事業負担金積立資産	18,537,400		
(2)その他の固定資産	80,598,576		
①土地	22,061,040		
②建物	43,858,503		
③機械及び装置	5,885,827		
④工具、器具及び備品	1,119,769		
⑤長期未収賦課金	3,288,335		
⑥その他の固定資産	4,779,087		
⑥不納欠損引当金	-393,985		
(3)繰り延べ資産	0		
資産合計	2,330,040,814	負債合計	166,201,091
		III 正味財産の部	
		1. 指定正味財産	1,298,890,145
		(1)受取補助金等	18,537,400
		(2)所有土地改良施設受増益	1,280,352,745
		(うち基本財産への充当額)	0
		(うち特定資産への充当額)	(-109,487,332)
		2. 一般正味財産	864,949,578
		(1)一般正味財産	864,949,578
		(うち基本財産への充当額)	0
		(うち特定財産への充当額)	(2,299,697,155)
		正味財産合計	2,163,839,723
		負債及び正味財産合計	2,330,040,814

令和4年度 正味財産増減計算書

(単位:円)

科 目	本年度決算額	科 目	本年度決算額
I 一般正味財産増減の部		2 経常外増減の部	
1 経常増減の部		(1) 経常外収入	62,720,665
(1) 経常収入	227,306,585	1 固定資産受増益	62,716,665
1 土地改良事業収入	149,282,824	2 その他資産評価益	4,000
2 附帯事業収入	549,525	(2) 経常外支出	940,586
3 特定資産運用収入	602,001	1 不納欠損	637,616
4 受取補助金等	68,087,277	2 固定資産除却損	0
5 寄付金収入	0	3 支払利息	302,970
6 受取業務受託料収入	5,928,000	当期経常外増減額	61,780,079
7 不能欠損引当金取崩益	440,940	当期一般正味財産増減額	45,601,475
8 雑収入	2,416,018	一般正味財産期首残高	819,348,103
9 受取補助金等	0	一般正味財産期末残高	864,949,578
(2) 経常支出	243,485,189	II 指定正味財産増減の部	
1 土地改良事業費	52,465,303	1 受取補助金等	10,000,000
2 不能欠損引当金繰入額	393,985	2 一般正味財産への振替額	-66,760,990
3 減価償却費	86,723,934	当期指定正味財産増減額	-56,760,990
4 一般管理費	43,569,613	指定正味財産期首残高	1,355,651,135
5 土地改良事業負担金	60,332,354	指定正味財産期末残高	1,298,890,145
当期経常増減額	-16,178,604	III 正味財産期末残高	2,163,839,723

令和6年度組合費の賦課について

「賦課基準」・賦課対象：田

○県営事業費償還金(東脊振線・浮島線
・水源施設整備・詫田線・曾根線・城原金立線
・徳富線・大堂線等)

○経常賦課金(運営費、管理費)

科目	賦課基準			附記	期別
	種別	賦課対象地域	地目	10a当り	
経常賦課金	事務所費	全地域	田	(550円)	全期
		地積割		400円	
	管理事務費	通水地域		400円	
	水機構管理費	①②④⑤⑥⑦ ⑧⑨ブロック		0円	
	佐賀東部導水路	③⑥⑨ ブロック		1,020円	
	水機構管理費	①④⑦ ブロック		130円	
	大詫間幹線水路	②⑤⑧⑧' ブロック		420円	
国・県営施設管理費	③⑥⑨ ブロック			950円	全期
	③⑥⑨ ブロック			920円	
	①④⑦ ブロック			600円	
	②⑤⑧⑧' ブロック			390円	
	③⑥⑨ ブロック			370円	
国・県営施設管理費	③⑥⑨ ブロック			350円	全期

科目	賦課基準			附記	期別
	種別	賦課対象地域	地目	10a当り	
特別賦課金	県営事業費	①ブロック		0円	全期
				0円	
		②ブロック		0円	
		③ブロック		0円	
		④ブロック		0円	
		⑤ブロック		0円	
		⑦ブロック		300円	
		⑧ブロック		1,650円	
特別賦課金	国営事業費	⑥ブロック		0円	全期
		⑨ブロック		0円	

○国営事業費償還関係(三田川線・千代田線
・城原金立線)

科目	賦課基準			附記	期別
	種別	賦課対象地域	地目	10a当り	
特別賦課金	国営事業費	①ブロック	田	-	全期
				1,600円	
		②ブロック		1,400円	
		④ブロック		0円	
		⑤ブロック		2,450円	
				2,450円	
		⑦ブロック		1,230円	
特別賦課金	国営事業費	⑧ブロック		450円	全期
		⑨ブロック		220円	

賦課金の期限内のご納入をお願いいたします。

土地改良区の賦課金は運営費や施設の維持管理に充てられる重要な経費です。一部の組合員の滞納により、土地改良区の業務運営に支障が生じないよう又、公平な費用負担の面からも必ず期限内でのご納付をお願いいたします。

◎納付が困難な方への対応について

個別の事情に鑑みながら、分割での納付等の提案をさせていただきます。その他、納付のことでお困りのことがあれば、些細なことでも構いませんので土地改良区へご相談ください。

◎佐賀東部土地改良区では毎年度年1回、組員に対し賦課金のご納入をお願いしています。

賦課金納入期限：令和6年12月27日(金)

現在納付書にてご納入の方へのお知らせ

・納入のためにわざわざ金融機関に行くのは手間がかかる
・気づいたら納付書の納入期限が過ぎていた!!
・なかなか金融機関の窓口に行く時間がない

そういった方は口座振替が便利
事前に通知でお知らせしていた日に、ご指定の口座から賦課金を引落ししますので払い忘れの心配がありません。

手続きは簡単!!当土地改良区または金融機関窓口にある口座振替用紙に記入し返送するだけです。
詳しくは当土地改良区までご連絡ください。

国営筑後川下流右岸 農地防災事業について

当区管内の国・県営水路において、国による防災事業（平成二十四年度、令和九年度）に伴う工事が行われております。内容といたしましては、水路法面をブロックマット工法にて整備することで、法面崩壊を防ぎ半永久的に保護するのがこの事業の目的です。

今年度は、国営三田川線（寄人工区）、国営千代田線（永歌その2工区）、国営諸富線（境原その3工区）の整備が行われており、これにより千代田線・諸富線の整備については全て完了し、残りの三田川線については順次整備されることとなります。また、県営水路については全て整備が完了しております。

工事中は近隣の方にご迷惑をお掛けしますが、ご協力頂きますようお願いいたします。



施工前



施工後

水管理システムの更新について

現在、当区が管理を行っている国・県営水路の制水門には水位計が設置されており、水位計データをを用い排水管理を行っております。特に近年頻発している大雨時には、排水管理を行う上で必要な情報源であり、重要な施設です。

水管理システムは設置後十五年程経過しており、耐用年数を超過しているものもあります。これまでも、システムの不具合や故障により一部更新を行いつつ管理しておりますが、製造終了により部品供給ができないものもあり、水管理に支障をきたす恐れがあります。

また、通信回線に使用しているFOMA回線のサービスが終了（令和八年三月）することから、令和六年、七年度にかけて国・県の事業により更新を行うこととしております。



中央管理所親局装置



子局盤



水位計

クリーク水路の 法面除草作業について

【経緯】
クリーク水路には農業用水のみならず、洪水排水や防火用水、水質浄化などの多面的機能が有しており、農家以外の方にも恩恵があることから、地区と協定を結び除草作業を実施して頂いている。

【問題】
集落の過疎化及び高齢化等に伴い、草刈作業が困難で、安全面でも必要。今後は、管理に工夫を凝らし、検討が必要。

【検討】
土地改良区での対応となると、増員や業者委託に頼らざるを得ず、管理費の増大が懸念される。協議を進めており、農家負担の軽減に繋がるよう努めている。

【対応】
未締結区間において、市町道・農道と区分されておらず、通行に支障がある場合、緊急的に市町で対応をお願いしている。

【お願い】
全てを管理することは困難であるため、現在協定を締結し、引き続き協力頂きます。ようつきましくお願いいたします。

法面除草協定について・・・

現在、管内62地区と協定締結し清掃活動を実施していただいております。
【協定延長約72,000m（カバー率 約80%）】

＊協定に関する主な内容＊

- ①水路法面の、除草・ゴミ拾いを年二回（春・秋）実施
- ②資料提出（活動日報・写真データ）
- ③土地改良区より活動推進費として交付金の支払い（清掃活動時の傷害保険加入済み）



通常管理水位



事前排水後

近年の気候変動に伴い豪雨の発生頻度は高まり、佐賀東部地区管内の下流域等では湛水被害が発生しております。

そこで、大雨が予想される場合には、行政（神埼市）からの要請のもと、クリークの事前排水を行い、水位を低下させることで貯留断面を確保し、浸水被害の軽減を図っております。

排水については、干満の影響により時間的制約があり、取水量を確保することが難しくなりますので、大雨が予想される場合、排水開始が遅れ、十分な容量が確保できない場合があります。パイプライン区間の皆様におかれましては、早めの取水停止にご協力下さい。

少しでも被害が軽減されるよう流域全体での取組が必要となりますので、引き続き協力頂きますようお願いいたします。

クリーク水路の 事前排水について

お手続きについて

公共機関(農業委員会・市町・法務局等)で手続きを行っても土地改良区に届け出がなければ土地台帳等の変更がされません。**必ず忘れずに届け出をお願いいたします。**

組合員資格得喪通知書		留意点
事 由	申請書の種類	組合員の変更を行う際、土地改良法第42条により、その土地の権利義務が引き継がれることになるため、以前の組合員に未納がある場合は新しい組合員にその納入義務が生じることになりますのでご注意ください。
・農地の取得・喪失があった時	・組合員資格得喪通知書	
・死亡・相続・農業者年金受給の時	・口座振替依頼書	
・農地の貸借があった時		

*****賦課金について*****

経常賦課金とは…事務所の運営にかかる費用

特別賦課金とは…水路の工事費の償還金の地元負担金

賦課金を未納のままにしておくと滞納処分の対象となる場合がありますのでご注意ください！

*****転用決済金について*****

土地改良法第42条により農地を農地以外(宅地など)に転用する(地目変更)際に、減少していく農地に過重な負担が生じないように制度化されたもの

佐賀東部土地改良区への道しるべ



神崎市千代田町を東西に走る国道264号線と県道佐賀八女線の間地点を横断する町道(通称 中央道路)に面し、千代田中学校そばの城原川にかかる中央大橋から西へ約300m、ショッピングセンター・アニーのある地蔵橋交差点から東へ約700m。下直鳥に位置しています。

用排水管理のお問い合わせはもちろんのこと、農地の転用、組合員資格変更、賦課金に関すること、筑後川下流土地改良事業や土地改良区運平のことでご不明点がございましたら、どうぞお気軽に事務所へおいでください。

